



小さな体に大きな勇気

～槻木小学校の4人が踏切で女性を救助～

踏切内で転倒した女性を素早く救助したとして、5月14日、槻木小学校5年の4人にJR東日本仙台支社より感謝状が贈られました。4人は、たくさんのテレビカメラや新聞記者に囲まれちょっと緊張していましたが、最後に「これからも困った人がいたら助けたい」と堂々と話していました。

「柴田町住民自治によるまちづくり基本条例」
～議会審議までの取り組み概要と今後～

一人ひとりが生かされ支え合う未来へ! 「柴田町住民自治による まちづくり基本条例」

～議会審議までの取り組み概要と今後～

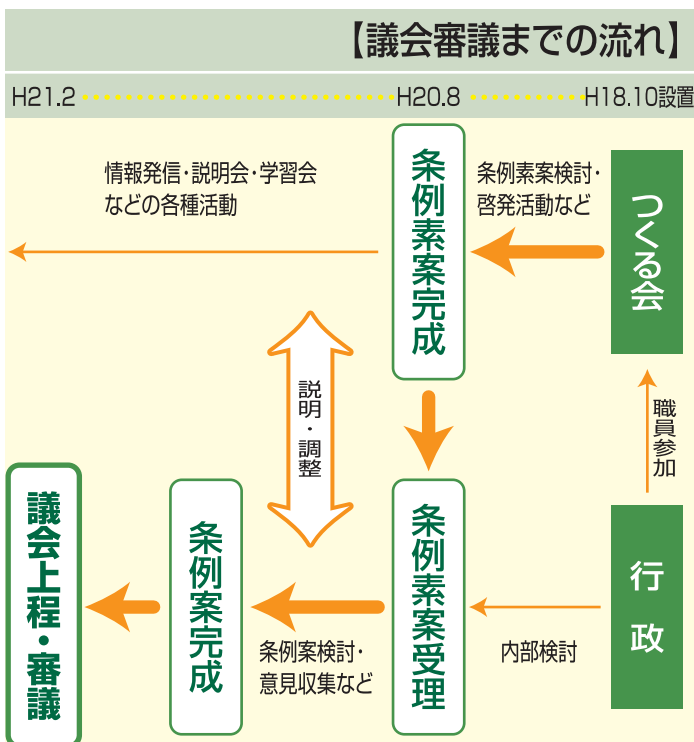
今年2月に開催された平成21年第1回定例議会において、議案第2号として町長が提案しました「柴田町住民自治によるまちづくり基本条例」は、56人の傍聴者と4人の新聞記者が見守る中、2月19日に議会審議が行われ、採決の結果、賛成6人、反対12人（欠席1人）で否決となりました。

今回は、これまでの取り組みと今後の活動について紹介します。なお、審議の概要は、5月1日発行のしばた議会だより（第124号）をご覧ください。



審議の経過

最初に町長から本条例の提案理由、まちづくり推進課長から本条例内容の説明がされました。その説明を受けて12人の議員から質疑があり、町長とまちづくり推進課長が答弁し、約3時間の質疑応答が行われました。次に、議員による討論に入りました。4人の反対討論と6人の賛成討論が約1時間行われた後、採決されました。



町長の提案理由の要旨

町長の提案理由の要旨は次のとおりです。

- 町では、柴田町まちづくり委員会を始め、柴田町における地域自治の仕組みの調査研究や住民と行政の協働事業を展開するなど、住民主体のまちづくり活動促進のための環境づくりに取り組んできた。
- 平成18年10月28日に発足した「住民自治基本条例をつくる会」は、自治の主役である住民と行

政が連携して活動することを基本として、参加と協働によるまちづくりの理解の輪を広げるため、説明会の開催、情報発信紙の全戸配布や町民フォーラムの開催など広報・啓発活動にも積極的に取り組み、多くの住民などの意見を素案に取り入れながら1年9カ月の検討を行い「柴田町住民自治によるまちづくり基本条例」素案としてまとめた。

● 町では、つくる会からいただいた素案の趣旨を最大限尊重しながらも、多くの方の意見を条例に生かせるようパブリックコメントを実施し、また、住民自治基本条例検討会議や住民自治基本条例推進本部で条例案を検討し「柴田町住民自治によるまちづくり基本条例案」の策定を行った。

- 今後一層進展する地方分権社会と少子高齢化、人口減少社会の到来による大きな転換期に当たり、今こそ「地域のことは地域で行う」地方自治の原点に立ち返り、自治の担い手である住民、議会、行政などの役割を再確認し、共にまちづくりを進めていかなければならない。
- 住民と行政が、創意工夫を凝らして、自らの考えとそれぞれ

の責任において自立的な地域運営とまちづくりを行っていくためには、その方向性を明らかにする条例を持つことがより重要になってきている。

● まちづくりの基本理念や担い手である住民、議会、行政の役割などまちづくりの基本的事項を規定し、最高規範性を持つ条例として明文化する「住民自治によるまちづくり基本条例」は、

住民が主役のまちづくりを進めるために、新たな自治の仕組みを共につくり上げるための方向性を示すものであり、参加と協働によるまちづくりを実践していく上で必要である。

● すべての担い手が協力し合って築く、日本一住みよいまちの実現に向けた決意を込め、本条例を提案する。



すごい！つくる会活動

多くの方に支えられているつくる会

公募住民と町職員で構成するつくる会の主な活動内容は「町長の提案理由の要旨」で記載したとおりです。

今年3月31日までの活動は、全体会61回、運営委員会77回、各種説明会実施15回のほか、部会やチーム活動など多様な活動を展開してきました。そのエネルギーは、「すごい！」の一言です。



アドバイザー 山田晴義さん

アドバイザー

つくる会がまちづくりの基本となる条例素案をつくる上では、困難な場面も予想されました。そこで、つくる会にアドバイザー（山田晴義氏：前宮城大学副学長）を配置しました。アドバイザーからは、つくる会の主体性・自主性を第一に、時には叱咤激励を織り交ぜながら、一貫して住民主体でまちづくりを行なう条例であるためにどのように考え、つくり上げていくべきか、道を示していただきました。つくる会が自ら考え、気付くためのヒントをたくさん投げかけていただきました。つくる会が紛糾し、迷い、岐路に立たされた時、いただいたアドバイザーの一言一言が指針であったと思います。

サポーター

一人でも多くの皆さんに条例づくりにかかわっていただきたい、条例づくりや条例のことを知っていただきたいの思いから、つくる会の活動を側面から支えるサポーターを設置しました。サポーターからは、つくる会の検討資料やまともに對して意見をいただき、時には全体会に参加するなど、サポーターそれぞれができることでつくる会を支えています。大切なまちづくりの仲間、つくる会の応援団です。



たくさんの意見が寄せられました

支えてくれた住民

フォーラムや説明会に参加してくださった方、貴重なご意見を寄せてくれた方など、本当に多くの皆さんに支えられています。メンバー一人ひとりもさまざまな仲間を支えられてきました。

多くの激励、応援、アドバイザーの言葉が力を与えてくれました。



説明会には多くの方が参加

宮城県地域振興センター

つくる会の事務局をサポートするなど、条例づくりを力強くバックアップしていただきました。

まちづくりの専門家

条例づくりでは、まちづくり専門家との新たなつながりがはぐくまれ、専門家から激励も含めてアドバイスをいただくことも少なくありませんでした。

このように条例づくりは、たくさんの人に支えられた活動であることを忘れてはいけません。人と人とのつながりをつくり出し、きずなを深めた活動であったといえます。

行政内部組織

つくる会の活動と並行し、行政内部においても活動を進めてきました。中心となる組織は、住民自治を基本とした望ましい行政運営や本条例に関する検討を行う「住民自治基本条例推進本部」であり、推進本部の指示を受けて主体的に調査検討を進めたのが「住民自治基本条例検討会議」です。

住民自治基本条例推進本部

設置：平成18年9月1日
構成：町長を本部長とし各部署の長などによる23人

実施回数：13回

住民自治基本条例検討会議

設置：平成18年10月23日
構成：若手・中堅職員による10人

実施回数：24回（平成21年3月31日で終了）



つくる会の素案提出以降の主な取り組み

- 素案に対する職員意見収集、検討
- つくる会と推進本部の意見交換
- つくる会全体会8回
- 推進本部を中心とした条例案づくり
- 条例内容の住民への説明、意見収集
- まちづくり町民懇談会やパブリックコメントの実施

今後の条例制定に向けた計画・体制

柴田町のまちづくりの方向性、基本となる考え方、進めやすい仕組みや制度をまとめたこの条例は、住みよいまちづくりをみんなで取り組んでいくための推進力になるもので、ぜひとも必要です。住民の皆さんと共につくった条例案の意義、内容を議員の皆さんにより一層ご理解いただき、制定したいと考えています。

議会における条例内容の検討については、十分な時間が必要と考えられます。さらに、3月の議員選挙によって議会には、

多くの新たな議員が加わったことから、あらためて条例制定の必要性を含めて説明をしていかなければなりません。

今後、議会と話し合いながら、じっくりと検討できる適切な計画・体制を決め、進めていきます。

現在、議会への再上程を視野に入れ準備を進めているところです。

まだまだ活動中！「つくる会」

本条例は、制定されても生かせなければ意味がありません。

つくる会は、条例づくりに携わってきた住民として、一人でも多くの住民の皆さんに条例の内容を理解していただくこと、できることからまちづくりに関わっていく仲間を少しずつ増やしていくこと、そのような条例が生かせる環境づくりの活動を進めています。主に、次のような活動を展開しています。

① 全体会

つくる会活動の進め方の検討、学習会・視察研修実施など、運営委員会で計画を立てながら実施しています。

② 情報発信グループ活動

つくる会広報紙「アワーズ」を制作発行しています。毎月15日に全戸配付し、これまで第20号を発行しています。



つくる会の思いが詰め込まれています

③ 解説書作成チーム

条例の考え方、内容をより知っていただくためのパンフレットや解説書を作成しています。これまで、パンフレットと解説書概要版を作成しました（説明会や条例の資料として活用）。今後、解説書詳細版を行うとの協働で作成していく予定です。

④ まちづくり推進センターチーム

条例に盛り込んでいるまちづくり推進センターの実現に向けた道筋、センター機能や運営方法などを検討しています。

⑤ 説明会チーム

条例の内容や自治の理解の輪を広げる活動を随時実施しています。住民から住民へ伝えることも大切な活動です。紙芝居や人形劇を用意するなど工夫し、グループや団体などから依頼があれば、いつでも説明に行けるように準備しています。



条例の内容を分かりやすく人形劇で説明。人形の操作も慣れてきました

これまで培われたこと、今後の期待

つくる会が試行錯誤して自ら進むべき道をつくってきたプロセスは、まちづくりに最も重要な人という資源、人と人のつながり、そして積み上げられた住民の思いや知恵など、町の価値を高め、さまざまな財産をはぐくんできました。数多くの反省も課題もすべて大切な財産です。つくる会は、まさに協働の民主主義の学習・実践の場と言えるものです。つくる会に参加している町職員、事務局職員にとっても同じです。

条例づくりは、条例施行が目的ではありません。「誇りに思える」「住み続けたい」まちの実現に向けて、住民・議会・行政が一緒に新たなスタートラインを引いているところと比べてよいでしょう。条例づくりではぐくまれた財産をさらに豊かに育て、柴田町が多くの住民の皆さんによって支えられ、生き生きとしたまちづくりが実践される、そんなすてきなまちを住民の皆さんと一緒に思い描きながら、取り組んでいく決意です。

2 前項の参加及び協働においては、情報共有、話し合いの積み重ね等により合意を得られるよう進めます。

(まちづくりの主役及び担い手)

第六条 まちづくりの主役は、住民です。

2 まちづくりは、住民、地域コミュニティ、住民活動団体、事業者、議会及び行政機関（以下「担い手」といいます。）が担います。

(参加によるまちづくり)

第七条 担い手は、まちづくりの参加の輪を広げるため、誰もが自由に参加できる環境づくりに努めるものとします。

2 担い手は、参加の意欲を高めるため、楽しさ、達成感等が感じられるまちづくりを進めるよう努めるものとします。

(協働によるまちづくり)

第八条 担い手は、それぞれ単独では解決が難しい課題の解決又は関心のあるテーマの実現のため、協働によるまちづくりを進めるよう努めるものとします。

(交流及び連携によるまちづくり)

第九条 担い手は、町外の団体、機関等との交流及び連携を促進し、まちづくりを進めるよう努めるものとします。

(まちづくりを支える情報共有)

第十条 担い手は、まちづくりの情報を提供し合い、情報共有に努めるものとします。

2 議会及び行政機関は、保有する情報を公開するとともに、積極的にまちづくりの活動内容を住民、地域コミュニティ、住民活動団体及び事業者（以下「住民等」といいます。）に分かりやすく伝えるものとします。

3 地域コミュニティ、議会及び行政機関は、それぞれ内部で情報共有に努めるものとします。

第二節 担い手の役割

(住民の役割)

第十一条 住民は、一人一人の知恵、意欲、行動等がまちづくりにおいて重要であることを自覚するよう努めるものとします。

2 住民は、一人一人の思い及び考えをお互いに認め合うよう努めるものとします。

3 住民は、より良いまちをつくるため、人と人とのつながり及びお互いの助け合いが重要であることを理解し、行動するよう努めるものとします。

(地域コミュニティの役割)

第十二条 地域コミュニティは、最も重要な自治活動の基盤であり、生き生きとした個性ある地域をつくるために活動するよう努めるものとします。

2 地域コミュニティは、多様な活動を通じて人と人とのつながりをはぐくみ、地域を守り支えるよう努めるものとします。

3 地域コミュニティは、地域の暮らしの中で先人が築いてきた文化、伝統等を生かしはぐくみながら、次代に引き継ぐよう努めるものとします。

(住民活動団体の役割)

第十三条 住民活動団体は、まちづくりを進める上で大き

な力となることを理解し、独自の視点、専門性等をもって、まちづくりを推進するよう努めるものとします。

(事業者の役割)

第十四条 事業者は、まちづくりを進める上で大きな力となることを理解し、事業者が持つ専門性等を生かしてまちづくりに参加するよう努めるものとします。

(議会及び議員の役割)

第十五条 議会は、住民等の意思が町政に反映されるようにするとともに、町の行政運営が適正に行われるよう監視するものとします。

2 議会は、政策を立案し、提言内容を充実するため、調査研究等の活動に努めるものとします。

3 議会は、議会活動について、住民等及び行政機関が分かりやすいように、効果的に情報を発信するものとします。

4 議会は、議会が住民等に身近な存在になるように、開かれた環境づくりを進めるものとします。

5 議員は、住民等とともにまちづくりを行うよう心掛け、住民等との信頼関係を深めるとともに、自ら実践して得たものを議会活動に生かすよう努めるものとします。

6 議員は、情報の収集及び分析を行い、制度、政策等を提案するよう努めるものとします。

(行政機関、町長及び職員の役割)

第十六条 行政機関は、住民等及び議会との信頼関係を深め、共にまちづくりを行うものとします。

2 町長は、住民等によるまちづくりを支援するものとします。

3 町長は、行政運営について、住民等及び議会が分かりやすいように、効果的に情報を発信するものとします。

4 町長は、この条例の目的に沿った行政運営を行うため、その体制を整えるものとします。

5 町長は、職員が力を発揮しやすく、意欲を持って職務に取り組むことのできる環境づくりを進めるものとします。

6 職員は、職務を効果的に行うため、能力の向上及び自己啓発に努めるものとします。

7 職員は、住民等とともにまちづくりを行うよう心掛け、住民等との信頼関係を深めるとともに、自ら実践して得たものをまちづくりに生かすよう努めるものとします。

第四章 まちづくりを進める方法

第一節 まちの将来像

(まちの将来像とまちづくり)

第十七条 町は、住民等の参加により、まち全体として調和のとれた住みよいまちづくりを進めるため、まちの将来像をつくり、その実現を目指すものとします。

2 町は、まちの将来像を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項に規定する基本構想として策定するものとします。

(基本構想の策定方法)

第十八条 町長は、基本構想の策定に当たり、住民等の思い、自由な発想等を生かすため、多様な参加の方法を用

2月の議会に上程された条例案 柴田町住民自治による まちづくり基本条例

目次

前文

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 まちづくりの基本理念（第四条）

第三章 まちづくりの考え方

第一節 参加及び協働によるまちづくり（第五条—第十条）

第二節 担い手の役割（第十一条—第十六条）

第四章 まちづくりを進める方法

第一節 まちの将来像（第十七条—第十九条）

第二節 地域コミュニティ（第二十条—第二十三条）

第三節 行政運営（第二十四条—第二十六条）

第四節 協働の推進（第二十七条—第二十九条）

第五章 まちづくりを活発にする制度等（第三十条—第三十二条）

第六章 条例の推進（第三十三条・第三十四条）

第七章 雑則（第三十五条）

附則

私たちのまち柴田町は、蔵王連峰を遥かに仰ぎ、豊かな水をたたえた阿武隈川と白石川が流れる美しい自然が息づいた地です。船岡城址公園の桜と白石川堤の一目千本桜が春を迎える私たちに至福の時を、槻木耕土を始めとする肥沃な耕地が秋の豊かな実りを与えてくれます。郷土を愛しはぐくむ活動は、古から絶え間なく続き、人の縁、地域の絆となって受け継がれ、人々の暮らしを支えてきました。

恵まれた自然環境、築かれてきた文化や伝統、培われてきた絆を次代に継承し、みんなが誇りの持てる住みよいまちにしていくためには、様々な課題に対して人と人が結びつき、助け合いによって、防犯・防災を始め、保健、環境、福祉、教育、産業、文化やスポーツなどの活動の輪を幾重にも広げていくことが必要です。

私たちは、誰もがお互いを尊重し、多様な価値観を認め合うこと、まちづくりの主役である住民が、自らの役割を自覚し、住民の力、地域の力、自治の力こそがまちの宝であると理解し合うこと、住民一人一人の思いと行動をまちづくりに生かすことができれば、日本一住みよいまちになると信じます。

住民が主体となった参加と協働によるまちづくりの実現を目指し、未来に向かって持続、発展するようとの願いを込めて、ここに柴田町住民自治によるまちづくり基本条例を制定します。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、住民自治によるまちづくりの基本を明らかにするとともに、担い手の役割及びまちづくりを進める基本的事項を定めることにより、生き生きとして住みよいまちの実現を図ることを目的とします。

（位置付け）

第二条 この条例は、まちづくりの基本となる事項を定めるものであり、町は、他の条例等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例を最大限尊重するものとします。

（定義）

第三条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

一 住民 町内に住む個人、町内で働き、又は学ぶ個人及び第四号に規定する住民活動団体で活動する個人をいいます。

二 事業者 町内で事業を営むものをいいます。

三 地域コミュニティ 区会、町内会、自治会等、一定の地域を基盤とする暮らしにかかわる集団をいいます。

四 住民活動団体 保健、環境、福祉、教育、産業、文化及びスポーツの活動団体、ボランティア活動団体等、同じ目的を持って町内で活動する団体をいいます。

五 行政機関 町長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会をいいます。

六 協働 住民、事業者、地域コミュニティ、住民活動団体、議会及び行政機関が、効果的に課題を解決したり、より良い地域又はまちを創造するため、お互いに足りないところを補い、それぞれの特徴を生かし、協力することをいいます。

第二章 まちづくりの基本理念

（基本理念）

第四条 まちづくりの基本理念は、次のとおりとします。

一 住民が安全に、安心して暮らせるまちづくり

二 住民の一人一人が個人として尊重され、住民の思い及び活動が生かされるまちづくり

三 先人が築いてきた文化、伝統等を大切にし、地域の個性を生かしたまちづくり

四 多様な団体及び個人が交流し、又は連携し、住民がお互いに助け合う思いやりのあるまちづくり

五 住民であることの誇り及びまちの良さを子どもたちに引き継ぐまちづくり

第三章 まちづくりの考え方

第一節 参加及び協働によるまちづくり

（まちづくりの基本）

第五条 まちづくりは、情報共有に支えられ、参加及び協働により進めることを基本とします。

- 三 行政機関の附属機関及びこれに準ずるものの組織の構成員は、原則として公募枠を設けること。
- 2 行政機関は、参加の仕組みを検証し、充実していくよう努めるものとします。

第四節 協働の推進

(協働の進め方)

第二十七条 担い手は、次のことに留意し、協働を進めるよう努めるものとします。

- 一 お互いに認め合い、相互の信頼を築くこと。
- 二 それぞれの特徴を生かし、補い合うこと。
- 三 お互いに対等な立場で役割を分担すること。
- 四 協働の目的、計画、内容等を共有すること。

(協働の継続及び発展)

第二十八条 担い手が協働したときは、その成果をお互いに確認し、協働が継続し、発展するよう努めるものとします。

- 2 担い手が協働したときは、協働の取組を更に広げようするため、協働した内容を自己評価し、情報を発信するよう努めるものとします。

(協働を促進する環境づくり)

第二十九条 町長は、協働をより効果的に進めるため、助言及び調整を行うことができる人材、組織等の育成並びに情報の収集及び発信に努めるものとします。

- 2 町長は、協働を促進するため、公益的活動を行うことを目的とする住民活動団体及び事業者（以下「公益的活動団体等」といいます。）の自発性及び自主性を尊重し、次のことが促進されるような環境づくりに努めるものとします。

- 一 公益的活動団体等の新たな組織化
- 二 公益的活動団体等の運営の自立
- 三 公益的活動団体等の活動の活発化

第五章 まちづくりを活発にする制度等

(まちづくり提案制度)

第三十条 町長は、住民等のまちづくりへの参加を促進するため、まちづくり提案制度を設けるものとします。

- 2 まちづくり提案制度による提案は、次のとおりです。
 - 一 まちづくりについての意見の提案
 - 二 まちづくり活動の実践についての提案
- 3 まちづくりについての意見の提案は、誰でも行うことができ、その内容に応じて、関係する機関、団体等に提案されます。
- 4 まちづくり活動の実践についての提案は、提案を行う住民等が自らかかわる活動について行うことができます。
- 5 町長は、前項に規定する提案のうち、必要と認めたものについて、支援するものとします。
- 6 町長は、まちづくり提案制度による提案の内容、取扱い、実施結果等の概要を公表するものとします。

(まちづくり推進センター)

第三十一条 町は、参加及び協働によるまちづくりを促進するため、まちづくり推進センターを設置するものと

します。

- 2 まちづくり推進センターは、次のことを基本として運営します。

- 一 住民等及び行政機関の協働によって進めること。
- 二 住民等の主体性が活かされること。
- 三 担い手と多様に連携し、協力して進めること。

- 3 まちづくり推進センターの事業は、次のとおりです。

- 一 まちづくり提案制度の運用
- 二 まちづくりを行う住民等の交流及び連携の促進
- 三 その他参加及び協働によるまちづくりを促進するために必要な事業

(住民投票制度)

第三十二条 町は、住民の意思に沿ったまちづくりを進めるため、住民投票の制度を設けるものとします。

- 2 議会及び町長は、住民投票の結果を尊重するものとします。

第六章 条例の推進

(推進委員会)

第三十三条 町は、柴田町住民自治によるまちづくり基本条例推進委員会（以下「推進委員会」といいます。）を設置するものとします。

- 2 推進委員会は、四年を超えない期間ごとに、この条例に基づくまちづくりの実施状況を検証し、その結果を踏まえて町長に提言するものとします。
- 3 町長は、推進委員会から前項に規定する提言があったときは、その旨を公表し、その提言について適切な措置を講ずるよう努めるものとします。
- 4 町長は、前項の措置を講じたときは、速やかにこれを公表するものとします。

(条例の見直し)

第三十四条 町長は、まちづくりの実施状況、社会情勢の変化等により、この条例の見直しの必要が生じた場合は、住民等から意見を広く聴く等、適切な措置を講ずるものとします。

第七章 雑 則

(委 任)

第三十五条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は別に定めます。

附 則

この条例は、平成二十一年十月一日から施行します。ただし、第三十一条から第三十三条までの規定は、別に定める条例の施行の日から施行します。

→ いるものとしします。

- 2 町長は、基本構想の策定に当たり、次のことに留意するものとしします。
 - 一 第二十条第三項第二号に規定する地域の将来像との調和を図ること。
 - 二 策定の過程においては、内容を随時公表し、住民等に意見を求めること。
 - 3 町長は、基本構想を変更する場合、その理由及び内容を速やかに公表し、住民等に意見を求めるものとしします。(基本構想を実現するための基本計画等)
- 第十九条 町長は、基本構想を実現するため、具体的な施策を体系化した基本計画、実施計画及び財政計画を策定するものとしします。
- 2 町長は、前項に規定する計画の策定に当たり、第二十二条第一項に規定する地域計画との調和を図るものとしします。
 - 3 町長は、基本構想の実現に向けて新たな課題が発生したときは、住民等と協力し、解決のための計画を策定するものとしします。

第二節 地域コミュニティ

(地域コミュニティの運営)

- 第二十条 地域コミュニティを運営する組織（以下「運営組織」といいます。）は、当該地域コミュニティの住民、住民活動団体及び事業者（以下「地域の住民等」といいます。）と協力し、地域づくりを進めるよう努めるものとしします。
- 2 運営組織は、地域の住民等が運営組織へ自由に参加できるようにするとともに、次代を担う人材の参加を促進するよう努めるものとしします。
 - 3 運営組織は、次のことに留意し、地域づくりを進めるよう努めるものとしします。
 - 一 地域の住民等の合意を得るようにすること。
 - 二 地域の将来像をつくり、その実現を目指すこと。
 - 三 地域の住民等が自由に参加できるようにすること。
 - 四 地域の住民等がお互いに信頼関係をはぐくみ、助け合い、力を合わせるができるようにすること。
 - 五 学習、実践活動等を通じて人材を育成すること。(地域の将来像づくり)
- 第二十一条 運営組織は、次のことに留意し、地域の住民等と協力して地域の住民等の思い及び地域資源を生かした地域の将来像をつくるよう努めるものとしします。
- 一 地域の住民等が参加しやすい話合いの機会を設けること。
 - 二 地域の住民等が地域の将来像づくりの意義、目的等を共有し、地域の将来像づくりへの参加意欲が高まること。
 - 三 地域の住民等が地域の資源、現状、課題等を共有できるようにすること。
 - 四 地域の住民等の意見の収集方法を工夫すること。(地域計画づくり及び実行)
- 第二十二条 運営組織は、地域の住民等と協力して地域の将来像を実現するための具体的な計画（以下「地域計画」

といいます。）をつくるよう努めるものとしします。

- 2 運営組織は、次のことに留意し、地域計画を実行するよう努めるものとしします。
 - 一 地域の住民等がお互いの役割分担を踏まえて連携できるようにすること。
 - 二 協働する等、効果的に進めること。
 - 三 地域の住民等が活動に参加しやすいようにすること。
 - 四 地域の住民等の持ち味を引き出し、生かすことができるようにすること。(地域コミュニティへの行政支援)
- 第二十三条 町長は、地域づくりを進めるため、次のことを行い、地域コミュニティを支援するものとしします。
- 一 活動推進のために必要な情報の提供
 - 二 円滑な運営、人材育成等のための学習機会の提供
 - 三 地域の将来像及び地域計画をつくる場合の助言、情報の提供等
 - 四 他の担い手と交流できる機会づくり
- 2 町長は、地域コミュニティを支援する仕組みの充実に努めるものとしします。

第三節 行政運営

(行政運営における情報共有の促進)

- 第二十四条 行政機関は、次のことに留意し、情報共有を継続的に行うための仕組みをつくるものとしします。
- 一 まちづくりについての情報を広く集め、その蓄積及び管理をすること。
 - 二 まちづくりについての情報を目的に応じて編集し、広報すること。
 - 三 住民等に説明し、又は住民等から意見を聴く機会を設けること。
- 2 行政機関は、担い手の活動意欲を高めるため、その活動内容を広報するよう努めるものとしします。(行政運営の透明化)
- 第二十五条 行政機関は、住民等及び議会との信頼関係を深めるため、次のことに留意し、行政運営の透明化を進めるものとしします。
- 一 まちづくりにおける政策決定の過程を明らかにすること。
 - 二 行政評価の内容を分かりやすく公表すること。
 - 三 健全な財政運営に努め、財政計画、財政運営状況等について、分かりやすく公表すること。
 - 四 行政機関の附属機関及びこれに準ずるものの会議は、公開を原則とし、その議事の概要を公開すること。(行政運営への参加の促進)
- 第二十六条 行政機関は、住民等とともにまちづくりを進めるため、次のことに留意し、住民等の行政運営への参加を進めるものとしします。
- 一 住民等との話合いの機会を設ける等、住民等の意見の収集方法を工夫すること。
 - 二 行政機関の事業について、緊急性のあるもの又は法令で定められており参加が難しいものを除き、計画づくりの過程、実施及び評価の各段階に住民等が参加できるように努めること。



柴田町長 滝口 茂

いよいよ新しい議

員さん方による6月

定例議会が開かれま

す。どんな一般質問

が提出されるのか緊

張しているところで

す。今議会の特徴は、新人議員さん6

人と女性議員さんが6人誕生

したことです。特に女性議員が

定数の3分の1を占める議会

は、宮城県議会、宮城県市町村

議会においても初めてです。人

数的には、仙台市議会女性議員

10人(定数60)に次ぐ2番目の

数になります。

なぜ、柴田町議会にこんなに

多くの女性議員が誕生できた

のでしょうか。分析してみます

と、なんとといっても女性の方々

が政治に関心を持ち「女になん

か何ができる」といった声を振

り切って、自分の意思で立ち上

がったことが大きいと思います。一方、

有権者も男性中心の議会では子育て

やいじめ、児童虐待、DV、障害者の

声などが政治に届きにくいと感じて

「民意を鏡のように代弁してくれる

のは女性議員である」と期待したこと

や、自分の意見を持たず大勢に流され

てしまう旧来型の政治に見切りをつ

けたからではないかと思えます。

まさに柴田町に新しい政治の流れ

が生まれたといえます。

新しい正副議長さんはこうした政

治の流れを前向きにとらえ、「開かれ

た政治」「開かれた議会」「住民に信頼

される議員」を目指して意欲的

に議会改革に取り組みようと

しております。改革が進み、議

会における調査分析能力や条例

などの政策立案能力や議会内

のダイベート力が高まってくる

ようになれば、我々執行部もそ

れ以上の行政能力を高めて対応

していかなければならないと気

を引き締めているところです。

議会との関係においては、長

年合併問題でぎくしゃくしてき

ましたが、今回の新たな議会構

成の中でこれまでの対立軸を精

算し、首長と議会との二元代表

制を本格的に機能させていきたいと

思っております。

一般質問を通じてお互い議論を深

め切磋琢磨しながらよりよい政策を

実現していくつもりです。熱い論戦を

ご期待ください。

新しい政治の流れ

「定額給付金」・「子育て応援特別手当」 の申請手続きはお済みですか？



定額給付金

皆さんに送付している申請書に必要な事項を記入し、必要書類を同封の上、返信用封筒により返送していただくか、役場企画財政課・槻木事務所までお持ちください。

問 企画財政課 ☎54-2111

子育て応援特別手当

支給対象となる方に送付している申請書に必要な事項を記入し、必要書類を添えて役場子ども家庭課にお持ちいただくか、返信用封筒により返送してください。

問 子ども家庭課 ☎55-2115

定額給付金の給付や子育て応援特別手当の支給を装った振り込め詐欺や個人情報の問い合わせにご注意ください。

ご自宅や職場などに市区町村や総務省、厚生労働省の職員などをかたった電話がかかってきたら、迷わず、市区町村や最寄りの警察署(または警察相談電話#9110)にご連絡ください。

振り込め詐欺にご注意ください。

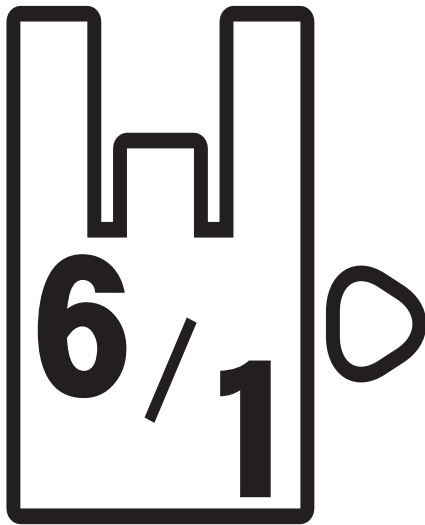


「もったいない」は



あなたが主演

レジ袋削減
3



マイバック持参

から
はじめる

環境に優しい暮らし

マイバック持参に
ご協力ください！

6月1日から町内のスーパーでもレジ袋の有償提供が始まります。環境に優しい社会を築くため、一人一人ができることから取り組むことが大切です。キーワードは“もったいない”。マイバック持参にご協力よろしくお願いします。

各スーパーでは、さまざまなマイバックやマイバスケットを取り扱っています。自分のライフスタイルに合わせてお気に入りを見つけてください。

柴田町内でレジ袋が 有料化になるお店

- ・イトーチェーン
柴田船迫店, 船岡店, マルコ店
- ・Aコープ槻木店
- ・マックスバリュ柴田店
- ・ジャスコ船岡店
- ・ヨークベニマル柴田店

広 告

柴田町から悲劇を起こすな！ みんなで飲酒運転根絶！！

酒飲み運転追放
「3ない運動」

- ① 運転するときは酒を飲まない
- ② 酒を飲んだら運転しない
- ③ 運転者には酒を出さない

まちづくり推進課

まちかど NEWS



仙南1市5町から26チームが参加

優勝旗を目指して

NEWS

晴天に恵まれた5月3日と4日の両日「柴田町長杯・ヤングスポーツ旗争奪第28回仙南地区学童野球大会」が総合グラウンドを主会場に開催されました。開会式では船迫小フェザンツの齋藤翔也君が「野球仲間と元気に戦い、お父さんやお母さんを感動させるいい試合を行なうことを約束します」と力強く選手宣誓。手に汗握る熱戦が繰り広げられた結果、槻木スピリッツが優勝しました。

練習の成果を競います



二つの劇団が笑いの共演

NEWS

青森おいらせ笑劇・みやぎ鶴亀劇団交流会が4月26日、槻木生涯学習センターで開かれました。青森県おいらせ町の劇団「笑劇」は50歳から70歳の町民19人で活動している劇団。相続や遺言書などについて随所に笑いを盛り込んだ演技に会場に集まった約250人は大満足。一方の劇団鶴亀も台本には無いセリフや演技で会場を沸かせ「オレオレ詐欺」に引っかけられないように呼び掛けました。



息の合った演技の「劇団」笑劇



小さな担ぎ手が元氣よく

そろいの法被で元氣よく

NEWS

4月19日、船岡地区子供会育成会主催の「子ども会みこし祭りパレード」が行なわれ、15台の手作りみこしが船岡銀座通りなどを元気に練り歩きました。このパレードは交通安全・事故防止を願って毎年行なわれており、今年で24回目。「わっしょい、わっしょい」と各地区の工夫を凝らした色とりどりのみこしが通過すると沿道に駆けつけた地域の皆さんから大きな声援と拍手が送られました。

広 告

広 告

新緑の中、心静かに

NEWS

5月10日、しばたの郷土館で恒例の「しばた茶会」が開かれ、町内はもとより県内各地から多くの愛好者が訪れました。如心庵、広間、立礼の3席に釜がかかり新緑の中で心静かにお茶を味わいました。如心庵は、愛知県犬山市にある国宝茶室「如庵」を模写して建築した本格的な茶室です。庭園とともに、国宝のたたずまいを体感しながらいただくお茶の味は格別なものがあるようでした。



のどかなひとときを過ごしました



たくさん採れて大満足

大きなたけのこ見つけたよ

たけのこが旬の季節を迎えたゴールデンウィーク期間中、町内の山林では、親子連れでたけのこを掘る姿が多く見られました。入間田の竹林では、初めてたけのこ掘りに挑戦している親子が、農家の方の指導の下、唐鍬とスコップで傷を付けないよう丁寧に掘っていました。大きいものでは40センチを超えるものもあり、子どもたちはずっしりと重いたけのこを抱えて驚いていました。

株ずつ丁寧に

NEWS

5月11日、西住小学校4、6年生の児童40人が田植えを行いました。最初は恐る恐る田んぼに足を踏み入れ「歩きにくい」「しつかり植えられない」などと言いながらも、徐々に田んぼの感触に慣れ、泥だらけになりながらも無事田植えは終了しました。田植えを終えた児童は「初めてで楽しかった」「植えるのが難しかった」などと話していました。秋には収穫作業が予定されています。



まっすぐきれいに植える事ができました



地域コミュニティの場として活用されます

待望の集会所が完成

NEWS

4月27日、北船岡集会所（北船岡2丁目）の落成式が開かれました。奥州柴田一番太鼓による演奏のあと、滝口町長と佐藤区長、地区関係者による看板の除幕式が行なわれました。新しい集会所は、木造平屋造りで、床面積は、325.44平方メートル。広々とした集会所に和室二部屋、高齢者生活相談室や子育て支援室もあり、障害をもっている方や高齢者にもやさしい作りになっています。

広告

広告

すばらしい仲間たち

花いっぱい運動で住みよい生活環境を



すばらしい柴田町を創る協議会



毎年、6月下旬になると、町内の3カ所（サンコア前、槻木駅西口、パチンコつばめ前）の植栽帯に、サルビアやマリーゴールドなどきれいな花が咲いているのをご存じでしょうか。これは、すばらしい柴田町を創る協議会が町との協働で道路の緑化作業を実施しているもので、植栽活動に使用する肥料は柴田衛生センターから頂き、地域の皆さんと一緒に植えています。県では「すばらしいみやぎを創る運動」として、安全で安心なまちを創る運動、心の通い合う地域を創る運動、美しい生活環境を創る運動、地域文化を大切にする運動の4つを柱として展開しており、すばらしい柴田町を創る協議会では、美しい生活環境を創る運動（花いっぱい運動）を中心に活動しています。ほかに阿武隈川や白石川、船岡城址公園の清掃活動にも参加しています。すばらしい柴田町を創る協議会会長の半澤正孝さんは「花のある生活環境と豊かな地域づくりを推進するため各種奉仕活動に参加するとともに、花いっぱい運動を展開しています。また、子どもたちも花や緑を大切にすることを話してもらえれば嬉しいですね」と話してくれました。皆さん、気軽に参加して地域づくりを実践してみませんか。

こうほう 文芸

川柳

新任地不安と夢が待っている

四日市場 齋藤 夢太郎

給付金おしめり程のお小遣い

四日市場 坂本 一風

新緑に緑の妖精語りかけ

西船迫 大沼 一路

足裏に春教えたく草履はく

船岡 早坂 洋子

新祭り若年寄りが増えて沸き

船岡 暮田 昇

電飾が草も樹木も眠らせず

船岡 島貫 とし子

内定延期るんるん気分には信号

船岡 清水 常春

萌えた日のことを忘れた認知症

船岡 長尾 純子

短歌

山五月咲けば五月の畑仕事

山五月

土を臭ぎつつ鋤さくさくと

船岡 大槻 信吉

陽炎の野辺を黄に染め菜の花の

しるけき

香り風にのせくる

船岡 柄目 けい子

種こぼれ思わぬところにひそと咲く

忘れな草

そつとささやき

船岡 沢田 順子

からやかに田植機稼動し植田となり

水面に影おき初夏の日浴びる

西船迫 小川 伸子

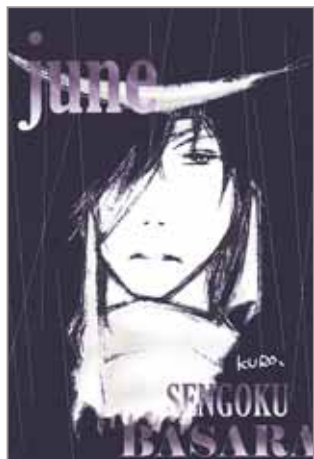


告 告

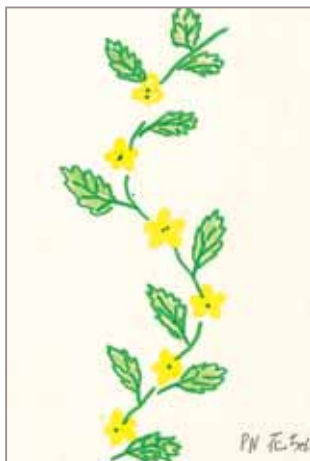
告 告



夢空間 2009



如月クロ (ペンネーム)



花ちゃん (ペンネーム)



川島 蒼弥 ちゃん(10カ月)
(機木白幡)

ひとこと

小学3年生の雪美(8歳)おねえちゃんと年が離れてるけど、これからも仲良く遊んでね。

(父: 圭介さん
母: 真紀子さん)



お子さん(4歳まで)の写真をお待ちしています。写真の裏にお子さんの名前を必ず書いてください。投稿者の住所、氏名、電話番号、子どもの名前・生年月日を明記し、「ひとこと」を添えて応募してください。

こども美術館



船迫小学校6年

大内 春花 さん



「自分の手」

船迫小学校6年

杉本 哲 さん

ふれあいマイタウンは、町民の皆さんからの応募・紹介でつくるコーナーです。俳句・川柳・短歌に興味がある(こほう文芸)、とてもすてきな方なので紹介したい(人間もよう)、自己表現コーナー(夢空間2009)、子どもの成長の写真やかわいい孫の写真を載せたいという方(町内にお住まいの4歳以下のお子さん)、ハガキ、手紙などで6月12日(金)までご応募ください。 ■連絡先/まちづくり推進課 ☎55-2278

広 告

広 告



柴田町食生活改善推進員連絡協議会の
Cooking Recipe レシピ

干したけのこと干し大根の炊き合わせ



干したけのこは、たけのこの下部分 2 / 3 程度の硬い皮をむき、身を切らない程度に先端部分を斜めに切る。中身を傷つけないように皮の部分に縦に包丁目を入れる。鍋にたっぷりの水、たけのこ小 3 本、米ぬか 1 カップ、赤唐辛子 1 ~ 2 本を入れ、落とし蓋をして強火でゆでる。根元に竹串が通るようになれば火を止め、ゆで汁のまま冷やす。冷めたら皮をむき、よく水洗いして食べやすい大きさに切り、塩少々を振ってから、網やざるなどの上に広げて天日干しにする。天気の良い日の朝から夕方まで干すが、夕方には必ず、家の中に取り込む。天気次第では、3 ~ 4 日で干しあがる。保存は、網袋などに入れて風通しの良いところに吊るしておけば 1 年間は大丈夫。食べる時は、ゆっくり水で戻してから使います。

材料 (4人分)

- 干したけのこ……戻して 100g
- こんにゃく……1/2 枚
- にんじん……100g
- 砂糖……小さじ 2
- 切り干し大根…乾燥 30g
- 小揚げ……2 枚
- しょうゆ……大さじ 3
- 酒……大さじ 1

作り方

- ① 干したけのこと切り干し大根は、水で戻す。
- ② 小揚げは、一人分を 1/2 枚に切る。こんにゃくは人数分に切る。にんじんは乱切りにする。
- ③ 鍋に材料と調味料を入れてゆっくりと煮る。



私たちが作りました。干したけのこは保存食で、四季を問わずいつでも食べられるのが魅力です。

ほかにもこんな料理がおすすめ

たけのこご飯



干したけのこサラダ



人口と世帯数



38,801 人
(前月比 103 人増)



19,359 人
(前月比 77 人増)



19,442 人
(前月比 26 人増)



14,523 世帯 (平成 21 年 5 月 1 日現在)
(前月比 143 世帯増)